

朝倉地区人権・同和問題講師団講師登録・あっせん要領

第1 目的

朝倉地区人権啓発情報センター（以下「センター」という。）は、朝倉地区内の人権・同和教育啓発推進のため、講師団講師を登録し、研修会等への講師あっせんを行い、人権意識の高揚に資する。

第2 登録方法

講師団講師登録は、団体からの推薦によるものとする。登録者を推薦することができる団体は、センターと連携・協力関係にある団体等とし、講師団講師登録推薦書（様式1号。以下「推薦書」という。）により推薦を行うものとする。センター長は、推薦書の提出を受け、本人に登録の意思が確認できたときには、講師団講師登録申請書（様式2号）の提出を求めるものとする。センター長は、申請者に対し講師団講師登録決定通知書（様式3号）をもって登録の可否について通知する。

第3 登録期間

講師団講師の登録期間は、特に期限を設けないものとする。ただし、以下の場合はその登録を抹消する。

- (1) 登録者本人から登録辞退の申し出がなされたとき。
- (2) センター長が講師として不適切であると判断したとき。

第4 費用の負担

- 1 謝金及び研修会等に必要な資料等の作成費用は、あっせンを依頼した者が負担するものとする。
- 2 謝金については概ね60分以内は6,000円、90分以内は9,000円を目安とする。

第5 あっせんの依頼

あっせんに依頼しようとする者は、講師団講師あっせん依頼書（様式4号。以下「依頼書」という。）を研修を行おうとする日の30日前を原則としてセンター長に提出しなければならない。

第6 あっせんの方法

- 1 センター長は、依頼書の提出があったときは、講師団講師名簿等から講師を選定し、当該講師に出講の要請を行う。
- 2 センター長は講師を選定したときは、速やかにあっせんに依頼した者にその旨を連絡する。

第7 報告書の提出

あっせんに依頼した者は、研修終了後14日以内に研修結果報告書（様式5号）をセンター長に提出しなければならない。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、別に協議するものとする。

(附 則)

この要領は、平成29年12月1日から施行する。